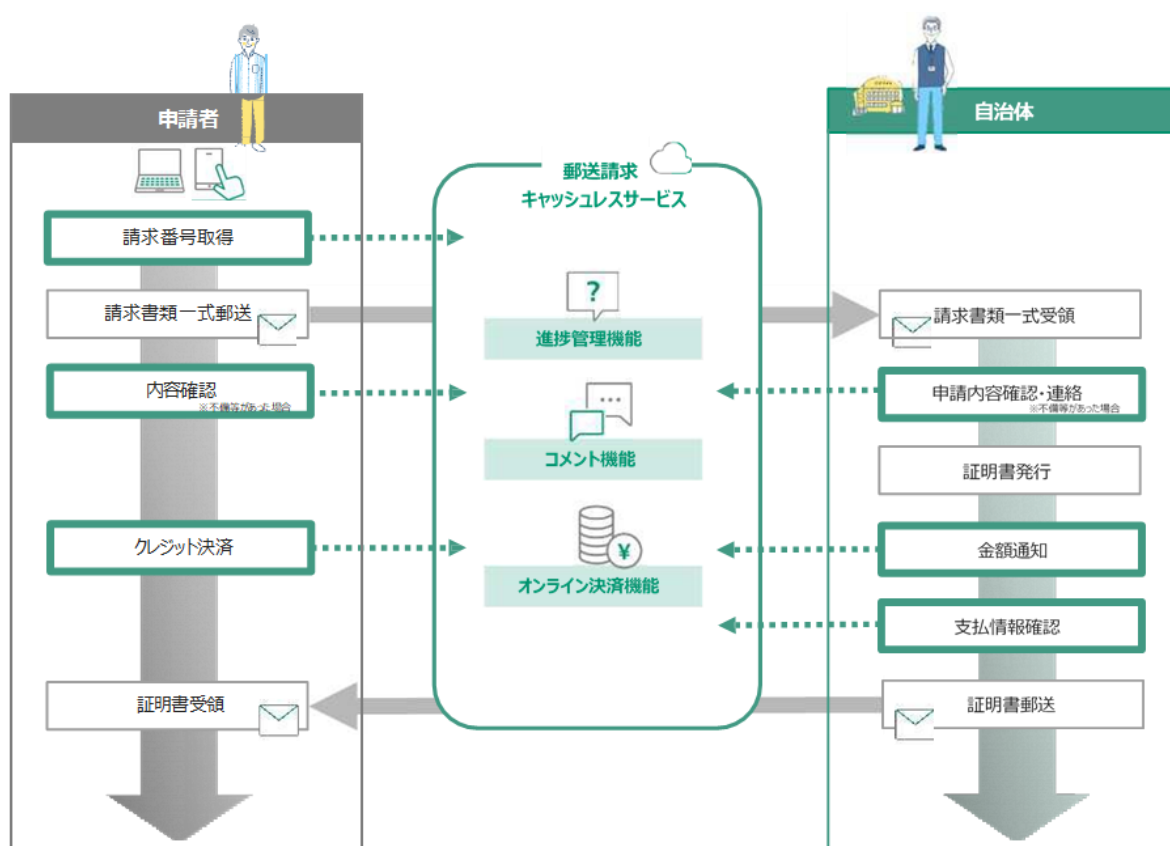


—— 全国の自治体で順次拡大中！ ——

戸籍・住民票等の郵送請求が キャッシュレスで可能に

交付手数料として従来ご用意いただいていた
＼ 定額小為替の送付が不要に ／



- 本サービスが利用可能な自治体名は、システム内の「請求先自治体選択画面」にてご確認ください

▼ 郵送請求キャッシュレスサービスはこちら



<https://cashless.publicserviceplatform.com>



志摩市役所 市民課
〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

郵送での住民票の写し等の取り寄せについて

◇住民票の写しは、住所地で発行します。

住所が志摩市にある場合は、下記の要領で郵送によって取り寄せることができます。

■次の①～④を同封し、志摩市役所 市民課 郵送請求担当に請求して下さい。

①申請書

住民票の写し等交付申請書に必要事項を記入して下さい。

PCで作成された書面には、署名または押印が必要です。

※昼間連絡のつく電話番号（自宅、携帯、勤務先等）を必ず記入して下さい。

②手数料

普通為替または定額小為替（ゆうちょ銀行にて取り扱い）を準備して下さい。

※為替には何も記入しないで下さい。

クレジットカードを使用したキャッシュレス決済も可能です。詳しくは1ページ目をご覧ください。

〔手数料〕 住民票の写し 1通300円

③返信用の封筒

封筒に返送先の住所（住民登録地に限ります）・氏名を記入し、郵便切手を貼って下さい。

※速達・特殊郵便等を希望される場合はその旨を記入のうえ、送料を追加して下さい。

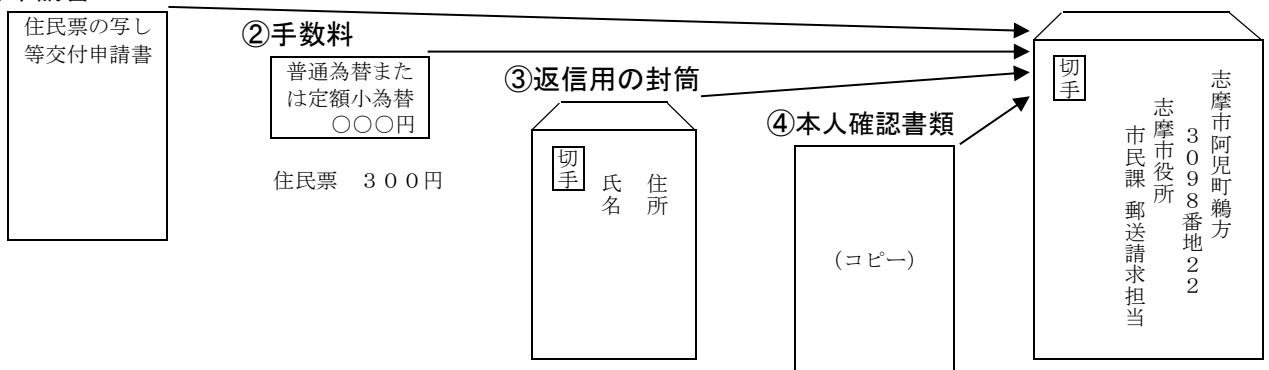
※送料が超過した場合は、不足分を受取人払いとさせていただきます。

注）住民登録地以外に送付する必要がある場合は、事前に市民課にご相談下さい。

④本人確認書類

運転免許証・個人番号カード・その他官公署発行の顔写真付身分証明書・在留カード・特別永住者証明書、または資格確認書などで氏名・住所が印字されているもの（各自で記入したものは不可）のコピー

①申請書



(注) 配達の日数と役所の処理日数が必要となりますので、日数に余裕をもって申請して下さい。

【問合せ・請求先】 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市役所 市民課 郵送請求担当

TEL (0599) 44-0210

FAX (0599) 44-5260

住民票の写し等交付申請書

(宛先) 志摩市長

下記のものを、送付していただきますようお願いいたします。

1	住民票の写し（世帯全員）	（300円）	通
2	住民票の写し（世帯の一部）	（300円）	通
3	住民票の除票（亡くなった方、志摩市から転出された方）	（300円）	通
4			通

(1) 住 所 三重県志摩市 番地

(2) 世帯主の氏名 (明・大・昭・平・令 年 月 日生)

(3) 一部・除票の場合、必要な方の氏名 (明・大・昭・平・令 年 月 日生)

(4) 記載内容（必要な事項の□に✓をしてください。）

- 日本人の方

☐すべて省略

☐世帯主・続柄入り
☐本籍・筆頭者入り
☐
- 外国人の方

☐すべて省略

☐世帯主・続柄入り
☐国籍入り
☐在留関連入り
☐

※必要とする旨の表示がない場合、記載が省略されます。

「すべて省略の住民票」には氏名・住所・生年月日・性別が記載されます。

(5) 必要とする理由 上記の請求理由以外には使用いたしません。

(6) 申請者（返送先）

住 所	〒		
フリガナ 氏 名 (PC 作成時は 要押印)		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
必要の方 との続柄		昼 間 の 連 絡 先	()

- ・偽りその他の不正な手段によって交付を受けたときは、住民基本台帳法の規定により過料に処せられます。
- ・プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

※別世帯の方の住民票の写しを申請する場合は、委任状が必要です。